

条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第一号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表企画財政部の項第一号中「七千円」を「一万四百円」に改め、同項第六号中「、第三十八条の五第九項又は第三十九条の九十八第九項」を「又は第三十八条の五第九項」に改め、同項第七号中「、第三十八条の五第十項第四号又は第三十九条の九十八第十項第二号」を「又は第三十八条の五第十項第四号」に改め、同項第九号中「又は国土交通大臣の登録を受けていることの確認」を削り、「不動産鑑定業者登録証明等手数料」を「不動産鑑定業者登録証明手数料」に改める。

別表危機管理防災部の項第三十七号中「九千三百円」を「一万六千六百円」に、「八千八百円」を「一万千円」に、「八千七百円」を「一万三百円」に、「八千二百円」を「九千八百円」に改め、同項第三十八号中「七千九百円」を「九千円」に、「七千四百円」を「八千五百円」に、「六千二百円」を「七千二百円」に、「五千七百円」を「六千七百円」に改め、同項第五十一号中「二千円」を「二千七百円」に改め、同項第五十八号中「十一万円」を「九万八千円」に改め、同項第六十号中「一万七千円」を「一万五千元」に改め、同項第六十九号中「二万四千四百円」を「二万三千二百円」に、「二万九百円」を「二万二千七百円」に改める。

別表都市整備部の項第八十五号中「七千円」を「八千二百円」に改め、同項第九十二号中「、第六十三条第三項第五号イ若しくは第六十八条の六十九第三項第五号イ」を「若しくは第六十三条第三項第五号イ」に改め、同項第九十三号中「、第六十三条第三項第六号若しくは第六十八条の六十九第三項第六号」を「若しくは第六十三条第三項第六号」に改め、同項第一百四号中「第六十条」を「第六十条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、別表企画財政部の項第九号の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の埼玉県手数料条例別表危機管理防災部の項第五十一号、第五十八号及び第六十号の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料については、適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(埼玉県証紙条例の一部改正)

3 埼玉県証紙条例(昭和三十九年埼玉県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県条例第九号)の項第六号中「不動産鑑定業者登録証明等手数料」を「不動産鑑定業者登録証明手数料」に改める。